

未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なまま出生した乳児（未熟児）で、医師が指定医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して、その養育医療費を給付します。

1 対 象

宝塚市内に住民登録があり、次の(1)又は(2)に該当する場合

- (1) 出生体重が2,000g以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であり、医師が入院を必要と認めたもの

2 対象医療機関

指定養育医療機関(全国)

3 給 付 内 容

入院医療費（出生後から退院するまでの期間）のうち、以下のものを給付の対象とします。ただし、差額ベッド代、文書料、オムツ代等の保険適用外の場合は、給付の対象になりません。

- (1) 療養の給付（医療保険適用分の自己負担額）
- (2) 入院時食事療養費の自己負担額(標準負担額)

4 申 請 場 所

宝塚市立健康センター

5 申 請 時 期

出生後すみやかに（出生から30日以内）

ただし、30日以内であっても、退院後は申請できません。

6 申 請 書 類

(1)から(3)については所定のもの、(4)、(5)については各自添付してください。

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療意見書(主治医が記載したもの)
- (3) 世帯調書
- (4) 所得税額を証明する書類（原本）

世帯全員分が必要です。ただし、18歳未満の未就労者を除きます。

- ・診療予定期間が1月から6月末まで …前々年分 ※診療予定期間により
- ・診療予定期間が7月から12月末まで …前年分 2年分必要となる場合があります
- ・世帯全員分（ただし、18歳未満の未就労者を除く）

- ① 給与所得者・年金受給者等で確定申告をしていない方 … 源泉徴収票
- ② 確定申告された方 … 確定申告書の控(税務署の受付印があるもの)
- ③ 無職・収入のない方 … 市民税非課税証明書

(①、②で扶養に入っていることが確認できれば不要)

- ④ 生活保護を受けている方 … 生活保護適用証明書
- (5) 健康保険証(写) (本人分、未発行の場合は加入予定の扶養義務者分)

お問い合わせ：宝塚市健康推進課(宝塚市立健康センター) 未熟児養育医療担当

〒665-0827 宝塚市小浜4-4-1

TEL 0797-86-0056/FAX 0797-83-2421